



公 告

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律
(平成19年法律第134号)第4条第1項の規定に基づき策定した三沢市鳥
獣被害防止計画を変更したので、同条第10項において準用する同条第9項の
規定により公告する。

計画期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日(3年間)

令和7年3月3日

三沢市長 小 檜 山 吉 紀

